

一般社団法人 全日本テコンドー協会 不服申立規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人全日本テコンドー協会（以下、「当法人」という。）の定款第57条の規定に基づき、スポーツ団体に対してスポーツに関する紛争の迅速かつ適切な解決に努めることを求めたスポーツ基本法（平成23年法律第78号）第5条第3項の趣旨を踏まえ、当法人と競技者等（スポーツ仲裁規則第3条第2項に規定する競技者等をいう。以下、同じ。）との間に生じたテコンドー競技に関する紛争について、迅速かつ適切に解決することを目的とする。

(日本スポーツ仲裁機構へのスポーツ仲裁の申立て)

第2条 当法人が競技者等に対して行ったテコンドー競技に関する決定（競技中になされる審判の判定及び昇段昇級規程に基づく段位又は級位の認定を除く。）又は賞罰規程第6条による懲戒等について、その決定に不服がある競技者等は、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構が定めるスポーツ仲裁規則に従ってスポーツ仲裁を申し立てることができる。

(適用除外)

第3条 この規程は、当法人又は加盟団体（定款第40条の加盟団体をいい、同第49条の準加盟団体を含む。）の役員、顧問等（顧問、名誉顧問、名誉会長その他これらに準ずる者をいう。）又は事務員で競技者等に該当しない者には適用しない。

附則〔平成27年8月22日制定〕

平成27年8月22日の平成27年度第5回理事会において承認されたこの規程は、同日から施行する。